

第13号議案

学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和7年2月5日

提 出 者 文 京 区 教 育 委 員 会

教 育 長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会訓令第 号

文京区立幼稚園

文京区立小学校

文京区立中学校

学校職員服務取扱規程（平成十二年三月文京区教育委員会訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和七年二月 日

文京区教育委員会

第一条中「規定する学校」の下に「及び文京区立幼稚園型認定こども園条例（令和六年九月文京区条例第三十三号）別表に規定する幼稚園型認定こども園」を、「をいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

付 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

学校職員服務取扱規程（平成十二年教育委員会訓令第五号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（趣旨） 第一条 この規程は、別に定めがあるもののほか、区立学校（文京区立学校設置条例（昭和三十四年四月文京区条例第十三号）別表に規定する学校及び文京区立幼稚園型認定こども園条例（令和六年九月文京区条例第三十三号）別表に規定する幼稚園型認定こども園をいう。以下同じ。）に勤務する職員の服務に関し、必要な事項を定めるものとする。 第二条～第二十三条（略） 付 則 <u>この訓令は、令和七年四月一日から施行する。</u> 別記様式第1～8号（略）	（趣旨） 第一条 この規程は、別に定めがあるもののほか、区立学校（文京区立学校設置条例（昭和三十四年四月文京区条例第十三号）別表に規定する学校をいう。）に勤務する職員の服務に関し、必要な事項を定めるものとする。 第二条～第二十三条（略） 別記様式第1～8号（略）